

生活と福祉

LIFE AND WELFARE

■巻頭言□ 生活保護制度の正しい認識を……加藤 米一……2

——特集——

昭和56年度の生活保護

第37次生活保護基準の改定……………	3
実施要領の改正……………	9
医療扶助の運営方向……………	12
医療扶助運営要領の改正……………	14

昭和56年度の生活保護、社会福祉（社会福祉施設、老人医療費、福祉手当）指導監査方針

生活保護指導監査方針……………	15
社会福祉に係る指導監査方針……………	19
社会福祉施設の入所措置関係……………	19
老人医療費支給事務関係……………	22
福祉手当支給事務関係……………	23

カット……………渡辺千代樹



301

81.5

社会福祉法 全国社会福祉協議会

生活を正しい認識の保護制度

一 栄 藤 加 厚生省社会局保護課長

ちょうど一年前に、東京で、若い母親が妊娠中で、働いて収入を得ることもできず、内縁の夫も寄りつかず、母子三人が最後には砂糖水だけで五日間しのいでいたが、飢えのため幼児が夜泣きするので口をおさえているうちにその子が死んでしまったという事件が起きた。

その母親は実家などにも借金をし尽して、もはや他に頼るところがなくなつたらしい。

私は、その時は青少年行政関係の仕事をしていたので、まず、悲惨な状況で短い一生を終えなければならなかった二歳の子のことを思つて暗たんとした気持ちになつたが、次に何故その母親が生活保護の申請をしなかつたのかという強い疑問が生じた。

たしかに大都会のアパート住いなどの場合、隣りに住む人のことすら全く気が付かないという事例が多いことは今日では残念ながら常識化しているので、民生委員や近隣の人々の世話は期待できなかつたのかも知れない。しかし、自分の子が飢えているのに、福祉事務所か、せめて区役所などに連絡する位の知恵はなかつたのであろうか。

老人夫婦や親子の心中などが報道されると、全てが生計上の心配が原因ではないにせよ、この人々に福祉事務所や心配ごと相談所の存在が何か役立つ余地はなかつたろうかと思ふ。

福祉事務所は、国民の大部分を占めるといわれる中流意識を持つ人々にとっては、その所在も、農協、漁協、警察などに比べてより身近かなものではないということであつてはならず、住民に対する福祉事務所の業務の広報は、きわめて重要である。

また一方、生活保護行政の実態を知らずに生活保護は濫給を行つていくかのような印象を持っている人々もかなり存在するようである。昨年来、二三の都市における暴力団関係者の生活保護不正受給などの報道に関し、一部の記事には、明らかに福祉行政に対する批判的な考え方に裏打ちされている

ものが存在する。さらに、昨今我国の一部にある福祉切りつめムードに迎合するかのようになり、生活保護の給付は多すぎると、生保家庭は結構な暮らしをしているといったイメージをことさらに強調した雑誌の記事も見つけられる。

こうした傾向は、読者である国民大衆の中に、共鳴する人々が存在するとマスコミが感じていることによるのであつて、それが生活保護の実態についての無知、誤解から生ずるものであつても、国民の中の相当多くの声となるならば、生活保護制度の充実を進める上で大きな障害となる恐れがある。

したがつて、生活保護行政は大部分適正に行われており、暴力団関係者等の不正受給ケースは一四〇万の被保護者の中できわめて少数の例外であるが、もちろんかかるケースに対しては厳正に措置するということを、国民、生活保護の費用を血税として負担しているタックスペイヤーに対して、声を大にして説明することが必要となるのである。

生活保護は、社会保障体系の基盤をなす制度であり、憲法二五条の理念に基づき、国民の生活の最後の拠り所としての健康で文化的な最低限度の生活を保障する役割を果たすものである、という趣旨は誰でもが認めるところであるが、広く国民がこのことを事実として即して具体的な事柄として理解することが必要である。

そのためには、生活保護行政の漏給、濫給両面をにらんだ適正な実施を確保することと、住民に対する制度の周知に常に留意することである。また、今日の状況においては、地方公共団体の幹部や議会関係者、地域コミュニティ等のリーダー層などの理解を深めることも重要であり、関係の方々には是非この点の御努力をお願いしたい。生活保護制度において従前の絶対的貧困への対応から相対的貧困への対応の必要性が強まってきた今日、広く一般住民の生活保護制度についての理解と支持を得ることが、制度の充実と発展を図る上で以前以上に重要な条件となつていふと思ふ。

昭和56年度の生活保護

厚生省社会局保護課

第37次

生活保護基準の改定

最近の我が国経済は、一昨年来の累次にわたる原油価格の引き上げを契機とする物価の異常な高騰を避けるため物価の安定を最重要課題とし、総需要管理を中心とした抑制的な政策態度のもとで運営されてきた。

しかしながら、五十三、五十四年と鎮

静化した消費物価は、石油製品の値上りに伴う電気ガス料金の大幅な値上りや生産財の大幅な上昇による卸売物価の影響が次第に消費者物価に波及したこともあり、五十五年においては五十二年について高い上昇率となったが、五十五年度末に至ってようやく鎮静化してきた。これ

に対応して、個人消費の伸びは総じて低く、内需全体の伸びも鈍く、雇用情勢も低調化を示した。

このような経済情勢にかんがみ、政府は機動的な政策運営の下に物価の安定を図りつつ、民間設備投資や個人消費支出等を中心とした民間需要の息の長い成長を持続せしめ、景気の着実な拡大を実現し、雇用の安定を図ることとしている。

一方、近年の我が国の財政状況は、多額な公債発行に依存してきていることから、経済の安定的発展のためには財政再建が緊急の課題とされ、五十六年度予算編成では、一般行政経費の抑制、政策的経費の根底からの見直し、節減合理化等により一般会計の予算規模を前年度当初比九・九％と一ケタ台の伸び率に抑え、国債発行額は前年度より二兆円減額し、「財政再建元年」をめざすなど厳しい状況の下で行われた。

生活保護の水準

健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護基準の水準については、各種の資料によりその内容を常に検証し、制度が有効適切に機能しているか否かを把握する必要がある。以下その具体的な内容についてみることにする。

(1) 被保護世帯の生活水準

毎年の基準改定によって、被保護世帯の生活水準が一般世帯の生活水準に対してどの程度になったのかを実態生計上からみたのが表1、表2である。まず表1は、東京都の一般勤労者世帯と被保護労働者世帯の一人当りの消費支出格差の推移である。一般世帯と被保護世帯の消費支出格差は、格差縮小方式が採用された四十年当時の五〇・二％から五十四年度の五八・九％と年毎にその格差は縮小されつつある。この内容改善の推移を寄与

表1 東京都における一般勤労者世帯と被保護労働者世帯の家計支出比較（1人当り消費支出額）

	一般勤労者世帯 (A)	被保護労働者世帯 (B)	格差 (B/A)
35年度	9,039円	3,437円	38.0%
40	14,636	7,351	50.2
45	24,639	12,648	51.3
50	49,071	28,421	57.9
51	55,953	31,934	57.1
52	58,259	34,054	58.5
53	63,535	37,390	58.8
54	66,386	39,089	58.9

率でみたのが表2である。前年度に対する消費支出の増分の費目別寄与率をみてみると一般世帯の場合、雑費（食料費の消費者物価上昇率が高い場合は食料費）にそのウェイトがかかっているが、被保護世帯についても五〇年度以降生活保護基準の改善等に伴い雑費の寄与率が漸次高まってきている。

また、エンゲル係数についてみると、五十四年度に至って初めて三〇%台の水準に改善されてきている。

(2) 最近の賃上げ状況等

表2 消費支出寄与率の年次推移（東京都一般勤労世帯と被保護労働世帯）

(1人当り)

		34年度→35年度		39' →40'		44' →45'		49' →50'		52' →53'		53' →54'	
		増額	構成比	増額	構成比	増額	構成比	増額	構成比	増額	構成比	増額	構成比
一般世帯	消費支出	1,086	100.0	766	100.0	2,908	100.0	5,283	100.0	5,276	100.0	2,851	100.0
	食料費	247	22.7	404	52.7	771	26.5	1,815	34.4	590	11.2	303	10.6
	住宅費	82	7.6	118	15.4	237	8.1	△ 376	△ 7.1	572	10.8	564	19.8
	光熱費	77	7.1	42	5.5	115	4.0	183	3.5	125	2.4	31	1.1
	被服費	163	15.0	72	9.4	164	5.6	353	6.7	374	7.1	312	10.9
	雑費	516	47.5	129	16.8	1,622	55.8	3,308	62.6	3,616	68.5	1,641	57.6
被保護世帯	消費支出	321	100.0	823	100.0	1,161	100.0	3,716	100.0	3,336	100.0	1,699	100.0
	食料費	131	40.8	438	53.2	681	58.7	2,067	55.6	728	21.8	46	2.7
	住宅費	88	27.4	151	18.3	112	9.6	375	10.1	742	22.2	457	26.9
	光熱費	30	9.3	35	4.3	74	6.4	260	7.0	169	5.1	166	9.8
	被服費	26	8.1	22	2.7	193	16.6	△ 62	△ 1.7	403	12.1	△ 67	△ 3.9
	雑費	46	14.3	177	21.5	101	8.7	1,076	29.0	1,295	38.8	1,096	64.5
消費者物価	消費支出	3.8%		6.8%		6.9%		10.9%		3.9%		4.8%	
	食料費	4.1		8.1		7.4		11.4		3.4		3.6	
	住宅費	4.2		4.4		5.5		7.5		4.8		4.3	
	光熱費	5.2		0.4		1.1		7.6		△ 4.0		11.4	
	被服費	0.8		3.8		11.0		5.2		4.0		5.4	
	雑費	4.4		7.5		5.7		14.7		5.1		5.4	

一般世帯の生活水準向上の前提となる民間や公務員の賃上げ状況と生活扶助基準の改善状況を比較してみると、生活扶助基準の改善率はそれらを上回る改定率を確保しており、我國社会の消費の平準化傾向に対応して、一般世帯と被保護世帯との消費支出水準格差を縮小させてきていると考えられる。特に、五十五年度の場合、表3でみてわかるように春闘の賃上げ率が消費者物価上昇率よりも低いこともあって、総理府家計調査による全国一般勤労者世帯の実収入は、前年にくらべて七・三%の増加であったが消費者物価の上昇分八・〇%を除いた実質ではマイナス〇・六%の減少となっていた。このように、一般勤労者世帯の実収入は、四十九年に、第一次石油危機後の物価狂乱の中で前年にくらばマイナス〇・三%の実質減少を示したが、五十五年はそれを上回る実質減少となっていた。

一方、生活扶助基準改定率の基礎となっている政府経済見通しに見込まれた民間最終消費支出の見通しと実績をみたものが表4である。見通しと実績を最近数年をとってみれば、見通しが実績を五十一年度は〇・二%、五十二年度は、三・一%、五十三年度は一・七%、五十四年度は〇・二%、五十五年度の実績見込みでは一・四%と上回っており、結果としてその分がさらに実質的格差縮小に寄与してきたものとみられる。

各扶助基準の改定

前述のような状況下で、五十六年度の生活保護基準は全般的にその改定が行われた。その概要を表5のとおりとなっている。以下これらの改定の趣旨、内容について扶助別に説明する。

生活扶助基準

生活保護の中心をなす生活扶助基準は、国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障するにあたっての基本となるものであるところから、五十六年度の改定にあたっては、一般国民の消費水準の向上の度合等を考慮しつつその引上げを図ることとし、具体的には政府経済見通しにおいて見込まれる民間最終消費支出の伸び率及び消費者物価の動向等を総合的に勘案して、五十五年度に対し標準四人世帯の基準額が八・七%引き上げられた。また世帯人員が四人未満の小人数世帯については高齢者や傷病障害者等のハンディキャップ層が大部分を占めており、かつ、これらの世帯は家計の弾力性が乏しいことを考慮して単身世帯一〇・三%、二人世帯九・五%、三人世帯九・〇%と前年度に引き続き標準四人世帯を上回る改善を行いその処遇の充実を図ることとした。

この結果、一級地における標準四人世帯の生活扶助基準月額額は、五十五年度の一二万四、一七三円から一三万四、九七六円に引き上げられ、月額一萬八〇三円の増額となった。また、小人数世帯における生活扶助基準月額額は、例えば老人單身世帯（七〇歳女）の場合四万三、二九

九円から四万七、七六円（一〇・三%）に、老人二人世帯（六四歳男・六一歳女）の場合七万一、三八四円から七万八、一四三円（九・五%）に、母子三人世帯（三五歳女・一四歳男・八歳女）の場合には一〇万一、一五九円から一一万二五八円（九・〇%）にそれぞれ改善された。（表6）

教育扶助基準

教育扶助基準については、従来同様、学用品費等の物価上昇、一般世帯における児童、生徒の学校教育費の支出額の実態等を考慮して小学校の場合月額一、三九〇円から一、五二〇円に、中学校の場合月額二、七七〇円から三、〇〇〇円に

引き上げられた。

住宅扶助基準

住宅扶助基準については、家賃、間代等の額が一般基準額をこえる場合は別に都道府県別、級地別に設定された特別基準が適用されることとなっており、五十六年度においてもこの特別基準額の限度額が地域の実態を勘案して引き上げられた。

また、住宅扶助のうち、住宅維持費については補修のための材料費や労賃の実態に対応するため、六万五、〇〇〇円以内（現行）から七万五、〇〇〇円以内に引き上げられた。

その他の扶助基準

出産扶助基準については、従来から出産に伴い必要とする費用の実態に対応して改善がなされてきたが、五十六年度においては施設分娩の場合の基準額が六万

表3 賃金上昇率と消費者物価上昇率

年度	主要企業	中小企業	公務員	消費者物価	生活扶助改定基準率
50年度	13.1%	14.1%	13.3%	10.4%	16.5%
51	8.8	9.7	8.8	9.4	12.0
52	8.8	9.4	8.7	6.7	12.8
53	5.9	6.4	5.6	3.4	10.6
54	6.0	6.5	6.0	4.8	8.3
55	6.9	7.4	6.8	(見込み) 7.8	8.6

表4 民間最終消費支出の見通しと実績比較 (総数)

年度	見通し	実績	差
51年度	12.2%	12.0%	0.2%
52	12.6	9.5	3.1
53	10.8	9.1	1.7
54	8.3	8.1 (見込)	0.2
55	8.8	7.4	1.4

表5 昭和56年度 生活保護基準の改定 (1級地)

	第 36 次 (55年4月1日)	第 37 次 (56年4月1日)	摘 要
1. 生活保護基準	円	円	
〔基準生活費〕			第37次 (標準4人世帯基準額)
(1) 居 宅 (1類+2類)			1級地 134,976円
標準4人世帯	124,173	134,976	2級地 122,833
(2) 期末一時扶助費			3級地 110,683
居 宅	9,500	10,230	
収 容	3,400	3,660	
〔収容保護基準〕			
(1) 救護施設	40,020	43,500	
(2) 更生施設	42,400	46,090	
〔加 算 等〕			
(1) 妊産婦加算			
妊娠6ヶ月未満	6,380	6,870	
妊娠6ヶ月以上	9,600	10,340	
産 婦	5,920	6,380	
(2) 老齡加算			
70 歳 以 上	12,600	13,500	
68歳以上70歳未満の病弱者	9,500	10,100	
(3) 母子加算	16,400	17,600	
児童が2人の場合に加える額	1,310	1,410	
児童が3人以上1人を増すごとに加える額	660	700	
(4) 障害者加算			
障害等級表(1級、2級)	18,900	20,300	
障害等級表(3級)	12,600	13,500	
重度障害者家族介護料	6,340	6,340	
介 護 加 算	8,000	9,250	
重度障害者他人介護料	30,900円以内	32,100円以内	
(5) 在宅患者加算	9,250円	9,960円	
(6) 放射線障害者加算			
負傷又は疾病の状態にある者	26,000	29,000	
負傷又は疾病の状態に該当しなくなった者	13,000	14,500	
(7) 多子養育加算	6,500	6,500	
(8) 人工栄養費	8,300	8,940	
(9) 入院患者日用品費	16,070円以内	17,310円以内	
(10) 一時扶助費			
布団類 新規	16,000	17,600	
再生	9,600	10,600	
蚊 帳	4,800	5,500	
家具什器			
一般基準	17,000	22,000	
特別基準	25,000	37,000	
被 服 (平常着)	7,500	7,500	
常時失禁患者等おむつ			
布おむつ	10,000	10,000	
紙おむつ	15,000	18,000	

	第 36 次 (55年 4月 1日)	第 37 次 (56年 4月 1日)	摘 要
出産準備のための被服等	34,000円以内	34,000円以内	◎基準看護以外の病院に入院している入院患者について特別基準により支給
配電・水道等設備費 入院患者特別介護費	65,000 〃 日額 1,000円以内	75,000 〃 日額1,000円以内	
(1) 入学準備金			◎基準額のほか、学校給食費、通学のための交通費、クラブ活動に要する用具類等については実費支給 ◎学級費等については特別基準により、小学生 300円、中学生 400円以内の額を一般基準に上積みして支給
小 学 校	27,000円以内	29,000円以内	
中 学 校	31,000 〃	34,000 〃	
2. 教育扶助基準			
小 学 生	1,390円	1,520円	
中 学 生	2,770	3,000	
3. 住宅扶助基準			
(1) 家賃・間代等	9,000円以内	9,000円以内	
(2) 住宅維持費			
一 般 基 準	65,000 〃	75,000 〃	
特 別 基 準	100,000 〃	115,000 〃	
4. 医療扶助基準			
5. 出産扶助基準			◎稼働日数が21日以上で一定額以上の収入を得ている場合は、収入に応じて控除額を増額
一 般 基 準			
施設分娩	63,000 〃	65,000 〃	
居宅分娩	82,000 〃	82,000 〃	
特 別 基 準	85,000 〃	85,000 〃	
衛生材料費	3,000 〃	3,000 〃	
6. 失業扶助基準			
(1) 生 業 費	30,000 〃	30,000 〃	
(2) 技能修得費	30,000 〃	30,000 〃	
(3) 就職支度費	20,000 〃	20,000 〃	
7. 葬祭扶助基準			
大 人	85,000 〃	97,000 〃	
小 人	68,000 〃	77,600 〃	
8. 勤労控除等			◎稼働日数が21日以上で一定額以上の収入を得ている場合は、収入に応じて控除額を増額
(1) 業種別基礎控除			
(1)の職種 (内職)	14,820円	15,960円	
(2)の職種 (日雇)	19,740	21,260	
(3)の職種 (土工)	24,850	26,760	
(2) 特別控除	101,100円以内	108,900円以内	
(3) 新規就労控除	6,000	7,100	
(4) 未成年者控除	9,400	9,400	
(5) 不安定就労控除	4,000	4,000	
(6) 実費控除	実 費	実 費	◎社会保険料、組合費、通勤費等

三、〇〇〇円以内（現行）から六万五、〇〇〇円以内に引きあげられた。

また、葬祭扶助基準についても葬祭に要する費用の実態に対応するため八万五、〇〇〇円以内（現行一級地大人）から九万七、〇〇〇円以内に引きあげられた。

勤務控除

勤労控除は、稼働に伴って増加する飲食物費、被服費及び稼働者としての体裁を整えるため等の経費に対応するとともに被保護者の勤労意欲を促進し、被保護世帯の自立を助長する観点から設けられており、需要の性格、形態等に応じて、基礎控除、特別控除、新規就労控除、未成年者控除及び実費控除等が適用される。五十六年度においては、業種別基礎控除が一、二級地の事務員、内職等の職種の場合月額一万四、八二〇円（現行）が一万五、九六〇円に、日雇、農業等の職種の場合一万九、七四〇円（現行）が二万一、二六〇円に引きあげられた。

また、特別控除については、年間の控除額が一〇万一、一〇〇円（現行）から一〇万八、九〇〇円に引きあげられた。このほか収入金額別基礎控除についても所要の改善が図られるとともに、新規就業者の稼働に伴う被服費、身の回り品等の経費にあてるための新規就労控除が現行月額六、〇〇〇円から七、一〇〇円に引きあげられた。

世帯類型別等にみた保障水準

被保護世帯に実際に保障される最低生

活保障水準は、被保護世帯の家族構成、年齢、性別並びに所在地域等によって異なるが、いくつかの世帯構成を想定してその一般的な基準及び控除からなる最低生活保障水準を示すと表6のとおりである。

まず、標準四人世帯の場合の最低生活保障基準は一級地で一六万六、七五六円となり非稼働の老人二人世帯では八万七、一四三円、单身老人世帯の場合は七万二六七円となる。

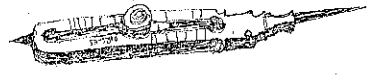


表6 世帯類型別等基準額の具体的事例

	標準4人世帯 (35歳男(日雇)・30歳女・9歳男(小)4歳(女))						母子3人世帯 (35歳女・14歳男(中)・8歳女(小))					
	55年度			56年度			55年度			56年度		
	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
生活扶助	124,173	112,996	101,818	134,976	122,833	110,683	101,159	92,058	82,956	110,258	100,334	90,420
加算(母子)	—	—	—	—	—	—	17,710	17,710	17,710	19,010	19,010	19,010
教育扶助	1,390	1,390	1,390	1,520	1,520	1,520	4,160	4,160	4,160	4,520	4,520	4,520
住宅	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000
勤労控除	19,740	19,740	18,550	21,260	21,260	19,980	—	—	—	—	—	—
合計	154,303	143,126	126,758	166,756	154,613	137,183	132,029	122,923	109,826	142,788	132,864	118,950

	老人2人世帯 (64歳男・61歳女)						老人単身世帯 (70歳女)					
	55年度			56年度			55年度			56年度		
	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地	1級地	2級地	3級地
生活扶助	71,384	64,959	58,534	78,143	71,105	64,067	43,299	39,411	35,503	47,767	43,465	39,155
加算(老令)	—	—	—	—	—	—	12,600	12,600	12,600	13,500	13,500	13,500
教育扶助	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000	9,000	9,000	5,000
合計	80,384	73,959	63,534	87,143	80,105	69,067	64,899	61,011	53,103	70,267	65,965	57,655

(注) このほか、学校給食費、通学の交通費の実費が支給されるとともに、稼働者については社会保険料、交通費、労働組合費等が控除される。

実施要領の改正

第三七次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、四月一日から適用されることとなった。

なお、字句の整理にとどまるもの等々と説明を要しなと思われるものは省略した。

一、世帯内修学要件の緩和

従来、専修学校又は各種学校で修学しながら保護を受けることができる要件の一つとしていた「義務教育終了後引き続き修学している場合」を削除した。(局第1の3)

〈解説〉

高等学校又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)での修学に連じた一般教育を行う専修学校又は各種学校(以下「専修学校等」という。)での修学

については、昭和四十九年から世帯内修学の途が開かれたが、その対象者は、義務教育終了後引き続きこれら専修学校等に修学する場合に限られていた。しかしながら、高等学校等へ進学する場合は、義務教育終了後引き続き行われる場合以外でも世帯内修学が認められること、現在、世帯内修学が認められる専修学校等は高等学校等での教育課程に匹敵し、かつ、修学による将来の自立助長効果も高等学校等でのそれと同程度のものが期待できる場合に限っていることを考慮すれば、専修学校等についても、高等学校等での修学と実質的に同等の取扱いをすべきであるとの考えから今回の改正が行われたものである。

また、高等学校や専修学校等を一旦終了した者については、将来の自立のために必要な修学は一応終わったものといえ

るため、はもや世帯内修学を認めることはできない。(ただし、先の修学が修了するに至らなかった場合には、再度の世帯内修学が認められる可能性もあろう。)嗣今後の専修学校等での世帯内修学の取扱いについては、今回の改正が被保護世帯の若年者層の処遇充実及び高等学校等への進学者との実質的なバランスの確保のために行われたものであるので、「修学が世帯の自立助長に効果的である」か否かの判断等については、この点を十分考慮して運用されるべきである。

今回の改正は高等学校等に準ずるものの認定等に関して何ら影響を及ぼすものでないことは当然のことであり、これらの点に関しては昭和四十九年度の実施要領改正の解説(同年五月号の「生活と福祉」掲載)を十分参照されたい。なお、各種学校として取り扱われている外国人学校の高等部については、中等部から直接進学する場合には今回の改正により世帯内修学が認められることとなるので念のため。

二、身体障害者の通院等に要する

自動車の取扱い

身体障害者が通院、通所又は通学するために自動車が必要とする場合で一定の要件に該当するときは自動車の保有を容認する。(課第3の12)

〈解説〉

被保護者の自動車保有については、実施要領上、身体障害者又は山間へき地等

の居住者が通勤にどうしても保有する必要がある場合にのみ認められていた。(課第3の9)

しかしながら、身体障害者については、歩行困難な者が自動車を足替わりとして使用する場合には税制上あるいは身体障害者福祉施策上特別の配慮が次第に行われるようになり、これら一般施策の動きを生活保護制度として考慮する必要が生じたこと、実際に各都道府県からも自動車保有に関する照会、相談がかなり行われるようになってきたこと等から、今回、身体障害者が通勤用以外の場合で自動車を保有することを容認できる基準を明示するとともに、その保有の判断に際して当分の間、都道府県知事の承認を得ることとしたものである。

自動車の保有については、一般国民の意識、通念からみて、安易な運用は厳に避けるべきことは当然であり、今回の課長問答新設にあたっては、その保有を容認しなければならぬ真にやむを得ない理由をできるだけ具体的に明示することを基本とした。

まず、自動車の利用目的については、単に日常生活の利便のために用いるというだけでは、未だ保有を認めることとはできないため、通院、通所又は通学という目的のために使用することが明らかな場合に限定した。

自動車以外に通院等を行うことが困難な状況は、身体状況及び利用し得る交通機関の状況から判断することとした。こ

のうち身体状況については、あくまでも足替わりの自動車保有を認めるべきか否かが問題となるため、障害の種類や等級により一律に規定することはしなかつたので個別的に歩行機能が阻害されているという状況が認められるか否かにより判断することとなる。

被保護者の自動車保有である以上、地域との均衡を失しないことは絶対的な条件であり、これは主として自動車普及率でみることにした。当該地域における身体障害(児)者を含む世帯の自動車保有の状況については、福祉事務所の身体障害者福祉司あるいは民生委員との連絡を密にする等により認定することとなる。

自動車の維持費については、通常かなりの額になることから、これを最低生活費の中から捻出することにより対応することは適当でないため、他からの援助又は他施策の活用等により確実にまかなわれる見通しがある場合に限ったものである。(なお、このために行われる援助金については収入認定から除外されることとなる。)

自動車の運転は身体障害者自身が行うことが原則であるが、身体障害児の通学のため自動車を必要とする場合があること等を考慮し、生計同一者が身体障害者のために運転する場合も含むこととしたものである。また、この生計同一者は必ずしも被保護者である必要はなく、例えば、世帯分離により身体障害者本人だけ

が保護を受けている場合も含まれる。

今回示された各要件のいずれかに該当しない場合であっても、実施機関、県本庁において保有を容認すべき特別の事情があると認められる場合には、その保有の是非について厚生省に協議することとなる。

三、被服費等の改善

(1) 布団類の支給基準額について、最近における費用の実態等を考慮し、新規購入の場合、一六、〇〇〇円を一七、六〇〇円に、再生の場合、九、六〇〇円を一〇、六〇〇円に、それぞれ引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ア)の(ウ))

(2) 蚊帳・網戸の支給基準限度額を四、八〇〇円から五、五〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ア)の(イ))

(3) 災害時における布団類、被服類の支給基準限度額について、災害救助法による基準に準じて引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ア)の(ウ))

(4) 常時失禁状態にある患者であつて身者である等のため紙おむつを必要とする場合の紙おむつ代の支給基準限度額を、一五、〇〇〇円から一八、〇〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(5)の(ア)の(ウ))

四、家具什器費の改善

家具什器費の支給基準限度額について、一七、〇〇〇円を二二、〇〇〇円に引き上げ、とともに、真にやむを得ない

事情によりこの額によりがたいと認められる場合に都道府県知事の承認を得て設定される特別基準額について、二五、〇〇〇円を三七、〇〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(6))

五、移送費の支給範囲の拡大

被保護者が転居あるいは住居を失った際に他に家財道具の保管を依頼した後にその家財道具を引き取る場合に、その費用について移送費の支給を認めることとした。(局第6の2の(7)の(ア)の(ウ))

〈解説〉

被保護者が転居する場合、または住居を失った場合には、それまで保有していた家財道具を他に保管を依頼する必要があるときが多いので、この実態に対応するため荷造費及び運搬費を必要とするときには、その費用の給付を認めていたところであるが、これまでは、この保管を依頼した家財道具を引き取りに要する費用については支給の対象とされていなかった。

しかし、現実的には、家財道具の保管を依頼した後に、新たな家屋が確保されればそれまで保管を依頼していた家財道具を引き取ることが通常であるので、このような実態に着目して、今回、転居及び住居を失ったことにより自分の住居以外の場所に保管を依頼した家財道具を引き取りにくい場合に限り、これに要する荷造費及び運搬費を移送費の支給の対象としたものである。

古典的名著復刻

好評発売中!!

改訂
増補

生活保護法の解釈と運用

小山進次郎 著

B判上製本・942頁 定価4000円・〒350

社会福祉関係で載後公刊された数多くの書物のなかで五指に入る名著(仲村日社大学長談)の復刻版。現行生活保護法制定時に刊行されて、「古典」といっていい本だが、当節福祉関係者間で行われている同法の「原点探求」などに欠かすことのできない書。

全国社会福祉協議会・出版部 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-4 ☎(03)581-9511 振替東京6-38440

六、教育扶助の改善

災害時の学用品費の再支給基準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合七、六〇〇円を八、一〇〇円に、中学校の場合一五、二〇〇円を一六、二〇〇円にそれぞれ引上げたこと。(局第6の3の(6))

七、住宅維持費の特別基準

補修費等住宅維持費の特別基準限度額を一〇万円から一二万五千円に引き上げたこと。(局第6の4の(2)のイ)

△解説

家屋の修理又は補修その他維持に要する費用が一般基準で賄えない場合であつて、やむを得ない事情があると認められるときは、都道府県知事の承認を得たうえ、特別基準が設定できるものとされており、その額は年額一〇万円の範囲内であつたが、これを一二万五千円の範囲内とする改善を図つた。

今回、特別基準額の引き上げを図つたのは、住宅維持費の支給内容をみると、原材料費、大工手間賃の値上り等により、補修内容によっては、現在の都道府県知事承認による特別基準額を超えるケースもみうけられるようになったため、実態に即して改善を図ることとしたものである。

八、地代の住宅扶助費の取扱いの特例

住宅扶助の家賃、間代、地代等の額は月を単位としてその実費を認定することとしているが、地代については数か月分の費用を住宅扶助費として一括交付できることとした。(課第4の55)

△解説

現在、住宅費については、月を単位として住宅扶助費として一定限度額以内で住居を確保するのに必要な実費を認定することとしているが、地代は家賃、間代の支払い方法とは別に大部分の地域において毎月ごとではなく、十二か月の範囲内で一括支払いを行う実態にあることから、十二か月の範囲内に限り必要な月分の地代を地代支払いの時期に支給して差し支えないこととしたものである。

また、地代の一括支給を行った後に保護が停止された場合の取扱いについては、教育扶助基準額が一括支給された際の取扱いとは異なり、一般の例により精算手続きが必要である。

因みに、一括交付された教育扶助費の基準額の取扱いについては、一括交付した教育扶助費が被保護児童の学用品費等の購入に直ちに充てられるという特殊事情を考慮して、精算手続きは要しないこととしているところである。

九、自立更生の対象となる経費の追加

今回、新たに身体障害者の通院等のために保有を認められる自動車の維持費にあてられる経費を自立更生のための用途

に供されるものとして取扱う。(課第6の40)

△解説

課第3の12新設に伴って、その保有を容認される自動車の維持費にあてられる経費を自立更生対象経費の中に含めることにより、維持費にあてることを特定した扶養義務者からの援助金等を収入認定除外できる根拠を実施要領上明らかにしたものである。

十、その他

実施要領の改正ではないが、今回、昭和四四年三月二十九日付社保第七六号「生活保護法により特別基準が設定されたものとして取扱う費用の設定手続きについて」(社会局長通知)の一部改正を行い、単身入院患者の家財保管に要する費用について、生活扶助の一時扶助として認定できることとした。その内容は次のとおりである。

(1) 制度の内容

単身の被保護者がやむを得ない事情により家財を自家以外の場所に保管している場合でその経費を必要とし、他からの援助等で賄うことができないときには、都道府県知事が承認した場合に限り、入院(入院後に被保護者になったときは被保護者になったときとする。以下同じ)後一年間を限度として、月額九、〇〇〇円の範囲内において必要最少限度の額を特別基準の設定があつたものとして認定して差しつかえない取扱いとしたことである。

(2) 制度の趣旨
現在住宅扶助が入院後六か月(都道府県知事の承認を得た場合には最長九か月)を限度として支給されているが、入院期間が当初見込みを反し長期化するなど現行住宅扶助費の支給が停止され、立退きを求められることが多い実態にある。

このような時に、単身の入院患者が保有する家財の処分を求めることができないう場合には、この家財保管の費用の捻出が困難であり、かつ、その後退院する場合にこれらの家財の利用を阻害するばかりか、ひいては自立助長を阻害することと

ついに刊行!
地域社会問題を具体的に解決しうる方法論を構築

コミュニティ・オーガニゼーション
と社会計画

●ロバート・パールマン著 ●岡村重夫監訳
●アーノルド・グリン著

A5判・380頁
定価2,800円・〒300円

全国社会福祉協議会・出版部 郵便振替
東京6-38440

なるので、家財保管に要する費用として生活扶助の一時扶助として支給を認めることとしたものである。

この制度の検討過程において、現実的には六カ月以上の単身の長期入院患者については、入院前に居住していた家庭をそのまま確保しておき、入院患者日用品費あるいは他の援助等でやりくりしている実態もあることから、従来の住宅扶助費の給付期間を延長することも考えた

医療扶助の運営方向

生活保護を受ける世帯の保護開始原因をみると、世帯主又は世帯員の傷病に起因するものが七〇％強を示しており、被保護者の医療需要は強いものとなっている。その結果、医療扶助は、予算額及び扶助人員の面においても生活保護全体のおおむね六〇％を占めている状況にある。

このように、生活保護制度における医

が、被保護者以外の一般の単身入院患者との均衡、さらには、家財を保管する必要があるか、かつ、他に、適当な保管者が得られないとはいえ、現実には居住している者に長期間住宅扶助を継続することは、生活保護制度が最低生活の保障を目的としていること等からみて許容されるとは考えられないので、このような対応をすることとしたものである。

また、この制度の創設に際しては、家

財の保管に要する経費に対応するためのものであることから、住宅扶助費として位置づけることも検討したが、金額的に住宅扶助と同様とするのは、住宅確保そのものが目的ではないのでとりえない。そうであれば、住宅扶助はあくまでも住宅を確保することに要する必要最少限度の実費を保障するものであり、経費の一部補てんを容認するべきではないと考えられるので生活扶助の一時扶助として位

置づけたところである。

(3) 留意点

この家財保管に要する費用の支給対象者の中には、入院後住宅扶助費の適用を受ける者も含まれることとなるので、現実的には、入院後の十二カ月から住宅扶助費が適用された期間を差し引いた残りの期間について、この家財保管に要する費用として、今回の一時扶助費（生活扶助）が適用されることとなる。

して被保護者が必要とする医療を現物により給付するという特色を有している。このため、被保護者の適正・適切な医療を確保するには、その直接の給付機関としての指定医療機関の確保が図られる必要がある。このことについては、従来から関係団体等を通じて協力依頼を行う等の努力が払われているところである。

厚生省においては、毎年六月末現在における指定医療機関の状況について調査を行っており、その結果は、次表のとおりである。ここ数年の指定医療機関の推移をみると、歯科の指定率は依然として低い状態にあるものの、若干ではあるが医科・歯科とも指定率が向上の傾向にあり、各都道府県・指定都市の努力の成果が指定促進に表われているものと言えよう。しかし、社会保険の指定率とはまだ大きな差があり、特に歯科の場合、地域によっては著しく指定率が低調のところもあり、さらに一層の努力が必要である。

医療機関の指定促進については、今後

とも地域医師会及び歯科医師会に協力に協力要請を行うとともに、行政内部においても、医療機関が開設するに際しての窓口である医療主管課及び保険医療機関の指定窓口である保険主管課との連携を強化し、さらに指定促進が実効あるものとするよう努めていく必要がある。この場合、新設の医療機関については、保険医療機関の指定申請を行う際に併せて生活保護法による指定申請が行われるよう創意工夫を図るのも、有効な手段と考えられる。

なお、国立大学附属病院の指定については、長年の働きかけが実り、文部省当局及び関係都道府県・市のご協力により五十六年四月においては八一・七％の指定率となっており、近年著しい改善が図られたところである。今後においても、未指定及び新規開設が予定されている都道府県・市においては、指定方についてのご協力を願いたい。

(一) 休日、夜間等における受診の確保

療扶助の役割は大変重要であるとともに、その適正・適切な重要な課題でもあるので、医療扶助の運営に当たっては、次の点に留意する必要がある。

一、受診確保対策について

(一) 指定医療機関の確保

医療扶助は、金銭給付により行われる他の扶助と異なり、指定医療機関に委託

休日、夜間等の福祉事務所が閉庁している時間における被保護者の受診機会の確保については、従来より機会あることにその対応について指示しているところである。この結果、全国の相当部分の実施機関において、地域医師会等の協力を得たうえで、保護決定通知書等既存の文書の活用により、あるいは休日夜間等の急迫時に限定して使用できる証明書等を発行する等の方法により被保護者の受診の確保が図られている。

現時点においては特に対応措置を講じていない地域においても、今後、休日、夜間の急救医療体制が整備される等事情の変化に伴い新たに対応が必要となることも考えられるので、これが対応について留意願いたい。

二 療養指導等の充実について

疾病を理由とする保護の開始ケースが多い状況にかんがみ、病院にかかった被保護者の処遇の充実を図るためには、単にこれらの者に対して医療を確保するのみならず、より積極的に患者の実態把握に努め、必要に応じて療養指導あるいは各種の援助がなされることが不可欠であり、また、それが生活保護制度の目的とするところの自立助長へつながるものと考えられる。

被保護者の自立助長を図るには、①被保護者の実態を把握し、②その結果に基づきケース検討をして処遇方針を立て、③福祉事務所のみで対応できなければ外

部の関係機関に協力を依頼し、④そして被保護者への適切な指導、援助が確保されるというサイクルが、基本的なパターンである。医療扶助においては、このためのシステムとして三者連携の推進が課題とされているところである。

この三者連携を有効に機能させるためには、被保護患者の病状把握が的確に行われる必要があり、訪問調査及びレセプト活用により情報を収集し、嘱託医の活用を図り、主治医の意見聴取を行うことが要求されているところである。これらの諸活動をさらに有効ならしめるには、嘱託医を中心とした所内研修等において、査察指導員や地区担当員に対し、これだけは知っておいてほしいという基礎的な医学知識の普及を図り、また、訪問調査時における医療面での留意点等について徹底を図り、嘱託医と査察指導員等との連携を一層深めるような配慮が必要である。

次に、被保護患者の実態を把握した結果、その者に対して何らかの療養指導又は援助を行う必要がある。これを実施する場合には、専門的分野に及び福祉事務所スタッフのみでは対応しきれない部分がある。

したがって、外部の保健医療に係る関係機関との連携が重要なものとなるので、例えば医療扶助のための地域連絡協議会を設けるなどして、保健所又は市町村の保健婦、栄養士あるいは病院等の医療ケースワーカー等と情報交換を行うこ

とも必要である。
近年、公衆衛生の分野において、国民健康づくりに関する運動が展開されているので、例えば、家庭看護を必要とする患者や食事療法を必要とする患者を有する被保護世帯に対しては、保健婦又は栄養士による訪問指導を依頼するなどして、公衆衛生諸施策の積極的活用を配慮する必要がある。

第1表 医療機関の指定状況（昭和55年6月30日現在）

	医 科			歯 科
	計	病 院	診 療 所	
総 医 療 機 関 数	87,272	8,955	78,317	38,896
生活保護指定医療機関数	69,043	8,500	60,543	22,019
指 定 率	79.1%	94.9%	77.3%	56.6%

保護課調

第2表 指定医療機関の年次推移

	医		科		歯 科		科	
	医療機関 総 数	生活保護 指定医療 機関数	指 定 率	(参考) 社会保険 指定率	医療機関 総 数	生活保護 指定医療 機関数	指 定 率	(参考) 社会保 険指 定率
51年6月	83,497	64,372	77.1%	93.2%	33,949	18,684	55.0%	98.4%
52年6月	84,128	65,210	77.5	93.2	34,736	19,043	54.8	98.2
53年6月	85,105	66,453	78.1	92.9	35,963	19,895	55.3	98.4
54年6月	86,087	67,737	78.7	92.8	37,103	20,899	56.3	98.5
55年6月	87,272	69,043	79.1	92.9	38,896	22,019	56.6	98.9

保護課調

医療扶助運営

要領の改正

医療扶助運営要領については、医療機関の指定基準のうち、指定の取消しを受けた医療機関を再び指定する場合の取扱基準を改め、四月一日から適用することとした。(医運第四の一)

生活保護法(以下「法」という)による医療扶助のための医療を担当する機関の指定基準は ①健康保険法による保険医療機関又は国民健康保険法による療養取扱機関となつている医療機関であつて ②医療扶助に基づく医療について理解を有していると認められるものを指定することとされている。

また、かつて法による指定医療機関であつたが、法第五十一条第二項の規定により指定を取消された医療機関については、従来、取消しの日から二年以上を経過しなければ再指定をすることができな

いとされていたところである。

医療機関の指定について、原則としては従来どおり取消しの日から二年以上経過していることを要件としつつ、例外的に二年未満であっても事情によつては、再指定できる途を開いたものである。

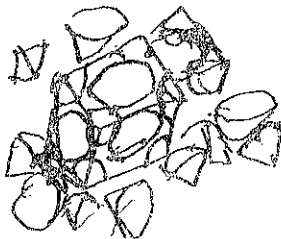
この改正の趣旨は、健康保険法と同様の取扱いができることとしたものである。すなわち、健康保険法においては、従来、保険医療機関の指定を取消された場合の再指定については、特段の定めはされておらず、保険医の場合に準じて取扱われていたところである。しかしながら、健康保険法の一部が改正になり、五十六年三月一日から保険医療機関の指定拒否事由が法定され、「都道府県知事は、保険医療機関の指定を取消されて二年を経過しないときは、地方社会保険医療協議会の議により保険医療機関の指定をしないことができる。」(健康保険法第四三条の三第二項関係)とされたことに

も鑑み、生活保護法上の取扱いにも健康保険法に倣い弾力性を持たせることとしたものである。

今後、法による指定の取消しを受けて二年を経過してない医療機関から指定申請がなされた場合は、当該医療機関のその後の運営管理体制の改善状況、保険医療機関としての指定状況等について、関係課と連携を図りながら再指定の適否を検討することとされた。

なお、その結果、これを再指定しようとする場合は、事前に厚生省保護課にその旨及び理由につき協議をいたうえて処理することとされた。

立
体



仲村優一著

全社協選書

ケースワークの原理と技術

【改訂版】

B6判・292頁・定価1,000円・〒250円

ケースワークの原理と技術を、日本における公的扶助行政の運用上に導入し、その保護手続過程の民主化をはかる。福祉事務所・社会福祉主事の指針として、公的扶助ケースワークをめぐる問題を幅広く考察している。

全国社会福祉協議会・出版部

振替東京6-38440
☎ 03 (581) 9511

昭和56年度の生活保護 社会福祉（社会福祉施設

老人医療費 福祉手当）指導監査方針

厚生省社会局監査指導課

生活保護

指導監査方針

昭和五六年度における生活保護指導監査方針及び指導監査に当たって留意すべき事項について説明する。

指導監査の主眼事項及び着眼点

最近における生活保護の運用の状況及び問題点等を検討した結果、福祉事務所

に対する指導監査の主眼事項として ① 組織的な運営管理の推進 ② 個別処遇の充実 ③ 不正受給の防止対策の推進の三点が掲げられることとなった。

以下、主眼事項として掲げられた理由及びその着眼点について述べる。

なお、指定医療機関に対する個別指導

の主眼事項及び着眼点については、前年度と同様であるので、説明は省略する。

一、組織的な運営管理の推進

生活保護の運用が適正、かつ、統一的行われるためには、福祉事務所の組織的な運営が十分確立されなければならないが、監査を通してみると残念ながら保護の決定実施が担当者まかせで、訪問計画の進行管理やケースの取扱過程における内容審査等が不十分な福祉事務所が依然として少なくない実情にある。

また、福祉事務所の現業活動の中核である現業員と査察指導員については、必要数の確保と適格者の配置が不可欠の要件であるが、現業員の配置状況をみると、法定数を満たしていない福祉事務所数は、最近はやや減少の傾向がみられるものの、昭和五四年年度の監査時における資料によると、一三八福祉事務所となっ

ており、全体の一一・九割に達している。

さらに、査察指導員についてみると、必要数を満たしていない福祉事務所数は六六ヶ所となっており、全体の五・七割となっている。

これらの実施体制が不十分な福祉事務所においては、当然のことながら、現業員一人当たりの担当ケースが多く、業務の負担が過重となるため、訪問調査活動が低調であり、また、実施体制が整備されていない福祉事務所に比して保護の決定実施面に問題のあるケースも高い比率を示していることが監査を通して明らかにみられるところである。

以上のような状況にかんがみ、特に、査察指導機能の充実と実施体制の確保に重点をおいた組織的な運営管理の推進を図ることを監査の主眼事項として掲げることとしたものである。

主眼事項及び着眼点のポイントは次のとおりである。

(一) 査察指導機能の充実

ア 福祉事務所の所長をはじめ、幹部職員が、当該福祉事務所の生活保護の運用の現状及び問題点を正しく認識しているかどうか、また、運営方針、事業計画等の内容及びその実施状況は適切か。

イ 査察指導員の業務の具体的な内容面

については、現業活動の基礎である訪問調査をはじめ、収入認定及び病状調査等保護の受給要件にかかる事項についての審査、指導が適切になされているか。

(二) 実施体制の確保

現業員及び査察指導員の充足状況、適格者の確保の状況、職員に対する研修の状況及び特殊勤務手当の支給状況等について問題はないか。

二、個別処遇の充実

個々の要保護世帯について保護の決定実施に必要な事実関係及び個別的感情を的確には握することは、生活保護の適正な運用を図るための第一歩であり、かつ、ケース処遇の充実を図るための基礎となるものであり極めて重要なことである。しかしながら、昭和五四年の厚生省監査結果によるとケースの取扱上、是正又は改善が必要と認められるものが四〇％を超える状況にあり、なかでも、収入認定、病状のは握及び訪問調査活動等

のいわゆる保護の決定実施に必要な基礎的事項に問題のある事例が多くみられる状況にある。

このようなことから、ケースの実態の的確な把握とケースの实情に即した指導援助の推進を重点とした個別処遇の充実を図ることを主眼事項として掲げることとしたものである。

主眼事項及び着眼点のポイントは次のとおりである。

(一) ケースの実態の的確な把握

ア 訪問調査計画に問題はないか、その計画に従った訪問調査活動及びケースに対する指導援助が適切になされているか、また、ケース記録は適切になされているか。

イ 収入申告書及び給与証明書等の徴取並びにその内容検討は適切になされているか。

ウ 稼働年齢層に属する者についての就労阻害要因が的確には握されているか、特に疾病が原因となっているケースについては病状のは握は適切になされているか。

(二) ケースの实情に即した指導援助の推進

ア 就労が可能な者等に対する自立を助長するための指導援助が十分行われているか。

イ 独居老人、重度身体障害者及び母子世帯等いわゆるハンディキャップを有するケースに対する関連施策の活用及び必要な援助、指導が十分行われてい

昭和五六年生活保護法施行事務指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項

着眼点

第一 福祉事務所に対する指導監査
一、組織的な運営管理の推進
査察指導機能の充実

一、組織的な福祉事務所の運営管理状況
幹部職員の現状認識状況（運営方針等策定の背景）
ア、保護動向等の全体の動き及び当該地域の特徴をつかんでいるか
イ、前年度の運営方針等の推進結果が確認されているか
ウ、当福祉事務所がどの程度の保護の実施水準にあるかを認識しているか

(二) 運営方針等の樹立とそれに基づいた事業の推進状況

ア、当福祉事務所の現状に照らし運営方針は妥当か
イ、事業計画は妥当か
(一) 運営方針を反映した事業計画となっているか
(イ) 当福祉事務所の地理的事情、業務量等を考慮した実行可能な事業計画となっているか
(ウ) 事業計画に定める事業の遂行に必要な実施要領等が作成されているか
ウ 事業計画の実施状況が定時的に確認され、必要な措置が講ぜられているか

二、査察指導機能の状況

(一) 訪問計画の設定とその進行管理状況
ア、訪問計画の樹立について
イ、訪問計画に対する指導は適切か
イ、訪問計画について内容審査は適切か
(イ) 実行可能な内容となっているか
(ウ) 訪問頻度、時期等は適切か
ウ、訪問計画に対する進行管理がなされているか

(二) 訪問調査が計画どおり行われているか、定期的な確認しているか

(イ) 計画どおり行われていないものについてその原因を把握し必要な指示がなされているか
(ウ) 訪問調査の前後に行先、調査内容についての報告を行わせ必要により的確な指示がなされているか

(三) ケース審査の状況

ア、ケースの内容審査及び現業員に対する助言、指導は適切か

るか。

三、不正受給の防止対策の推進

最近、各地で暴力団関係者が生活保護を不正に受給している事例等が相次いで発生し、社会的な問題となっているが、たとえ極く一部であっても、このような事態の発生は、これまで培われてきた生活保護制度に対する国民の信頼を損うことになり、極めて遺憾なことといわざるを得ない。

本来、主眼事項の一及び二に掲げられた事柄が十分確保されていれば、かかる不正受給事件は相当未然に防止することができるのであるが、現に福祉事務所が抱えている暴力団関係者等については、特に重点的な取り組みを図るため昭和五十六年度においては、新たに主眼事項として不正受給の防止対策の推進を掲げることとしたものである。

主眼事項及び着眼点のポイントは次のとおりである。

不正受給の防止対策の推進
実態は握及び指導が困難なケースについては、担当者まかせとせず、福祉事務所組織として対応しているかどうか、必要に応じて関係機関との連携がなされているか。

また、不正受給が発見された場合ににおける行政処分等の措置は適切か。

四、指導監査実施上の留意事項

次に、指導監査の実施に当たって特に

留意すべき事項について説明する。

一 主眼事項及び着眼点の取扱い

福祉事務所の指導監査に当たっては、各福祉事務所の実施水準等を比較考慮するという観点から、示された主眼事項及び着眼点については、全福祉事務所共通事項として実施することとし、これ以外の事項については、必要に応じ適宜加えることは差し支えないこと。

二 福祉事務所の問題点の事前は握の徹底

監査の実施に当たっては、管下の全福祉事務所について、前年度の監査結果の検討及び年度当初における運営方針の事前協議等を積極的に行い、実施体制及び運営管理等の現状及び問題点を事前に把握すること。

三 全福祉事務所に対する一般監査の実施

一般監査の実施状況をみると、管下福祉事務所の数に達していない都道府県がみられるが、少くとも全福祉事務所に対して毎年一回は必ず実施する必要があること。

四 ケース検討についての留意事項及びケースの応対に対する指導の実施

ケース検討は、稼働年齢層の男子のいるケースを重点に、全ケースの概ね一割

(一) 実施体制の確保

- イ、現業員に対する助言、指導事項の結果を確認しているかまた、所要の継続指導がなされているか
- 一、現業員、査察指導員の充足状況
- (一) 現業員または査察指導員が法定数等を満たしていない場合に、増員のための具体的計画がたてられているか
- (二) 現業員等の充足が十分でない場合に、その体制が適正実施上放置できない状態となっていないか
- 二、現業員、査察指導員の適格者の確保状況
- 現業員又は査察指導員が社会福祉士専任資格がない等のため適正実施の確保に支障をきたす状態となっていないか
- 三、現業員等に対する研修の状況
- (一) 新任現業員等に対する研修は適切になされているか
- (二) ケース研究会等職場内研修は計画的に開催されているか
- 四、特殊勤務手当の支給状況
- 特殊勤務手当の額は十分か

(二) 個別処遇の充実 一、ケースの実態の的確な把握

- (一) 訪問計画の作成とその妥当性の状況
- ケースの訪問格付に対応した訪問計画が作成されているか
- (一) 年間計画は実行可能性を考慮したものとなっているか
- (二) 訪問調査活動の実施状況
- 訪問調査はおおむね計画どおり行われているか
- (一) 訪問目的が達成されているか
- (二) 訪問調査にあたって当該ケースの問題点等について事前検討がなされているか
- イ、事前検討では把握した問題点等に対応した訪問がなされているか
- ウ、不在が続く場合には調査方法をかえる等適切な対応措置をとっているか
- (三) 訪問調査結果がケース記録票に記録されているか
- 三、稼働収入の把握状況
- (一) 収入申告書及び給付証明書が定期的に提出されているか
- (二) 収入申告書及び給付証明書が未提出の場合の指導、指示がなされているか
- (三) 収入申告書、給付証明書の内容の審査は妥当か
- (四) 収入内容に不審がある場合について、勤務先等への調査がなされているか
- 四、能力活用状況
- (一) 稼働能力の有無の判断は適切か

を目的に実施することとし、実地調査もできるだけでなく実施する必要があることと。

なお、要保護世帯の多くは、高齢者、傷病障害等のいわゆるハンディキャップを有するケースであり、特に、本年は国際障害者年であることにかんがみ、指導監査を通して障害者に対する理解とケースに対する適切な応対等について必要な指導を行うことが望ましいこと。

五 重点的な監査の実施

監査は、福祉事務所の問題点に依りて、その問題の解決を指向して実施する必要がある、そのため前記二に掲げたように各福祉事務所の問題点等についての事前の検討が必要であるが、特に、実施体制、運営管理面等に大きな問題を抱えている福祉事務所及び暴力団関係者等実態は握の困難なケースを多く抱えている福祉事務所については、特に重点的な監査を行う必要があるので、監査期間及び監査班の編成等に配慮するとともに、一般監査のほか特別監査及び個別指導等を積極的に実施する必要があること。

六 実態は握の困難なケースに対する取組みの強化

暴力団関係者等による生活保護の不正受給の防止を期するため、各福祉事務所に対して、昭和五十六年度中の一定期間内に、保護の受給要件に問題はないかどうかを点検するよう指導するとともに、そ

の点検の状況については、指導監査の際に確認し、必要な指導を行うこと。

七 指定医療機関に対する個別指導

指定医療機関の不正請求が社会的な問題として問われている実情等から、その指導を強化する必要があるため、個別指導の実施箇所数の増加等に留意する必要があること。

八 指導監査関係の厚生省提出資料

指導監査の実施計画、監査結果の報告書及び厚生省が実施する監査の事前提出資料等の様式については、できる限り簡素化を図り、必要最少限度のものにとどめるため所要の改正を行ったところであるが、特に監査の事前提出資料については、各都道府県・指定都市における監査台帳としても利用できるよう配慮しているため、その活用を図りたいこと。

なお、従来、厚生省監査の際、指定資料の外に、各都道府県において別途、詳細な資料を準備していた場合があつたが、今後は特別の問題がない限り、事前に指定された提出資料以外の資料は、特に作成する必要はないものであること。

以上、昭和五十六年度的生活保護の監査方針及び留意事項等について述べてきたが、これらの諸点をふまえ、更に、生活保護制度の適正な運営実施を確保するため、従前にもまして効果的な指導監査の実施を図るよう切望する次第である。

<p>(一) ケースの実情に即した指導援助の推進</p>	<p>ア、病状は、レセプト点検、嘱託医、主治医の意見等を基として具体的に検討がなされているか イ、就労を困難化させている育児、介護等の実態は十分に把握検討されているか ロ、稼働能力の活用の問題のある者に対して指導が十分行われているか ハ、能力活用が可能な者に対する自立助長推進の状況 ニ、自立を助長するための指導・援助が十分行われているか ヘ、他法他施策の活用、職業安定所その他関係機関との組織的連携が十分行われているか コ、同居老人、重度身体障害者等に対する処遇状況 ク、自力のみでは生活に支障のある同居老人についての処遇は適切か ケ、重度身体障害者の処遇は適切か コ、長期入院患者の退院時及び退院後の処遇は適切か カ、生別母子世帯の処遇は適切か キ、離別した夫に対する扶養義務調査等は行われているか ク、子供の養育に対する配慮はなされているか ケ、扶養義務者等の援助、関係施策の活用は十分か コ、実態は握及び指導が困難なケースに対する取組みは適切か</p>
<p>三、不正受給の防止対策の推進</p>	<p>一、関係機関との連携が図られているか 二、不正受給が発見された場合の措置は適切か</p>
<p>第二 指定医療機関に対する個別指導 医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保</p>	<p>(一) 医療扶養に対する理解の状況 ア、生活保護制度の主旨及び医療扶助に関する事務取扱が十分理解されているか イ、診療報酬請求は適正か ロ、精神衛生法、結核予防法等他法活用の取扱が適正か ハ、医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況 ニ、保護の実施機関への協力関係はよいか イ、医師、看護婦等医療従事者が十分置かれているか ロ、診療録の記載及び保存がなされているか ヘ、診療内容からみて医療要否意見書の記載内容は妥当か コ、長期入院、長期外来患者に対する療養指導が適切か カ、入院患者日用品費の取扱が適切か</p>

社会福祉に係る

指導監査方針

昭和五十六年度における社会福祉施設の入所措置、老人医療費支給事務及び福祉手当支給事務に係る指導監査実施方針

及び監査の主眼事項、着眼点についての概要を述べる。こととする。

社会福祉施設の入所措置関係

昭和五十六年度における社会福祉施設全体の運営費（措置費）は、国の予算額で七千三百億円、地方公共団体の負担分を加えると九千億円、さらに費用徴収等を含めると約一兆二千億円という巨額に達するものと思われる。

一方、この運営費の対象となる社会福祉施設は約四万一千カ所、施設利用人員は二百六十万人に及んでいる。

これら施設の整備拡充に加えて、入所者のニーズも年々多様化、複雑化の一途を辿っており、こうしたニーズに即応し

た施設機能の細分化や適切な入所者処遇の確保を図るべく施設運営面の充実が強く要請されていることから、職員増員等による入所者処遇の確保と勤務条件の整備及び入所者処遇費の改善、設備整備等の充実が逐年実施され、施設運営の近代化と省力化を目指した進展が図られている。

社会福祉施設のうち、成人施設である保護施設、老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設における施設運営上の問題点についてその具体例をみると、入所者

処遇（健康診断の実施、入浴回数、給食時間の設定等）が不十分であるもの、直接処遇職員（指導員、寮母、看護婦）が未充足であるもの、夜間勤務等の勤務体制が確立されていないもの等施設運営面の基盤にかかる指摘が従前に引続き多くなされている。

したがって、昭和五十六年度において都道府県（市）が実施する監査の主眼事項については、前年度とほぼ同様としたが、最近一部の社会福祉法人立の施設において不祥事例が発生している事情等をふまえ、都道府県の指導監督体制の整備強化に十分配慮するとともに施設運営の適正化の確保に一層努める必要が認められる。

第一 福祉事務所における収容措置等の適正化の推進

- (1) 要措置者のは握並びに施設入所の指導状況
- (2) 措置後の入所者に対する訪問調査の状況
- (3) 遺留金品の取扱いの状況
- (4) 費用徴収の決定状況

福祉事務所における施設援護の業務は、①要措置者のは握とその者に対する適切な措置 ②措置後の入所者及びその出身世帯に対する訪問調査 ③遺留金品の処理に当たっての指導・指示 ④費用徴収の決定等にわたるものであるが、特に、これらに附随するその者の生活記録の証として不可欠な「ケース記録」の整

備などの事務処理を的確に行うよう強力な指導が必要である。

第二 社会福祉施設運営の適正化の推進

- 一 施設運営の基礎条件の整備
- (1) 施設運営に関し、設置主体と施設との機能分担の状況及び連絡協調体制の確

認
施設運営を適正に推進するためには、施設経営者である設置主体の長と施設の運営管理責任者である施設長との職務分担が明確化されていることが必要である。なかでも特に、同族経営等による弊害として理事会機能が形骸・形式化し、その職務分担が作用していない施設、施設長とは名目のみで、施設の運営管理にかかわる実質的な権限の委譲がなされていない施設等、いわゆる「ワンマン経営」と称される施設については、理事会機能の充実とそれぞれの責任分野における有効適切な機能が十分發揮できる連絡協調体制の整備を強力に指導する必要がある。

- (2) 施設長の施設運営管理の掌握状況
施設長は、入所者処遇の確保、職員の勤務条件の整備、多額の公費の執行等、施設運営全般にわたる最高責任者であり、その課せられた責務は、少くとも他の職務との兼職等で片手間的に処理できないような役割ではない。したがって、これらに十分対応できる専門的知識、経験を有する者による施設長の専任化の推進と資質の向上について特に、配慮する必

要がある。

(3) 施設長の資格保有の状況

施設長の資格は、各施設ごとの「施設の設備及び運営基準」に示されているところであって、現に存する施設の無資格施設長に対しては、その適格性の確保を図るため、施設長資格認定講習会の受講等による資格取得を指導する必要がある。

(4) 管理規程の整備、事業計画の設定及びそれらの運用状況

「管理規程」は省令等に基づいて、各施設ごとに整備することとされており、事業の目的及び方針、職員の定数・区分及び職務内容、入所者に対する処遇方法等その内容が明確となっているのか、同規程が突進と遊離していないかなどに着目した指導が必要である。

また、「事業計画」の設定は、施設運営の基本となるものでもあり、その策定に当たっては、運営方針にもり込まれた各事項が年間における運営活動の指針となるものであるから、各部門別担当者の意見等が十分反映されたものでなければならぬ。また、この事業計画の推進に当たっては、実施方法、各職員の役割分担等を明確に定め、かつ、全員に対する周知徹底が図られていなければならないので、このような点に着目した検討が必要である。

(5) 職員の充足状況

入所者処遇の担い手ともいふべき職員が、国の示す配置基準に比して不足して

いる施設が目立っている。特に、直接処遇職員が基準数に満たない施設にあっては、入所者に対する処遇密度あるいは職員の勤務条件の面等に支障をきたすことともなるので、かかる施設については、その充足について期限を定め指導の徹底強化を図る必要がある。

二 職員の勤務条件の確立

(1) 就業規則、給与規程の整備及び運用状況

「就業規則」は、民間施設の場合、労働基準法第八十九条の規定に基づいて、職員の労働条件、賃金の支払、職場規律等を具体的に定め、所轄の労働基準監督署に届け出ることが義務化されている。いうまでもなく、この就業規則は施設における職場規律等の規範であり、職員の労務管理上においても不可欠なものであるだけに、その制定・届出について鋭意指導する必要がある。

また、「給与規程」は、就業規則の一部であって、規程本文はもとより、「給与表」及び「初任給格付基準」の三要素が一体となって始めて名実ともに「給与規程」ともいえるものである。しかしながら、給与規程本文のみが整備され、給与表及び初任給格付基準の未整備施設が依然としてみられるので、これらの施設に対しては、人件費の適正支出の観点からもその整備について強力に指導する必要がある。

(2) 三六条協定の届出等労働基準法遵守の状況

この事項については、逐年、改善されつつあるので省略するが、なお一層の指導徹底が望まれる。

三 入所者処遇の確保

(1) 個別処遇計画の設定及び実施状況

入所者個々の日常生活を安定充実させるため、施設としては物心両面からのサポートと指導に十分な配慮が必要とされる。このためには、入所者処遇の指針となるべき個々人の特性、生活歴及び心身の健康状態等を十分に考慮した処遇方針の設定状況、ケース会議等の開催状況及びこれらの処遇記録が適切であるかを中心に検討・評価する必要がある。

(2) 食事時間等生活時間の設定状況

生活時間のうち食事時間設定の実態をみると、特に夕食時間が十六時三十分前に実施されている施設が未だ多く認められるところである。施設給食の時間設定は入所者処遇の基本ともいふべき重要なものであるだけに、調理担当職員の勤務体制（特に運出勤務）の見直し等を行い、少くとも十七時以降の食事時間設定を指向した指導が望まれる。

(3) おむつ交換、入浴介助等介護の状況

入所者の入浴回数、健康診断の実施等については、「施設の設備及び運営基準」で明記されており、おむつ交換、入浴介助等については全て施設の創意工夫に委ねられているが、これら施設の夜間介護処遇として当然要請される「おむつ交換、夜尿起し」等が十分確保できるよう措置費基準上においても、特に、入所者

介護需要の実態等を勘案し、施設目的に応じた夜勤等勤務体制の標準を設定しているところである。したがって、入所者ニーズとその需要に応じた処遇がどのように行われているかを的確には握り評価することが肝要である。

(4) 事業収入及び工賃支払いの状況

授産施設は、最近の経済状況を反映して受注量の減少等がみられ、入所者等の円滑な事業活動に支障をきたしていることから、本年度においても引続き受注開拓・販路拡大等経営の安定強化を図るため、作業開拓業務を担当する指導員の増員を行ったところであるので、これら施設の運営の安定化に努めるよう指導する必要がある。また、この運営面をみると未だ工賃の配分基準がなく、施設長等の恣意的な工賃の決定、支払いが行われている等の実態が認められるので、入所者個々人の作業量を十分考慮した評価を行い、適切な工賃支払等が行われるよう指導する必要がある。

四 経理事務の適正化

(1) 予算・決算に関する法人理事会の審議等の状況

この事項については、逐年、詳述しているので省略するが、当該施設の設定主体である法人理事会の審議状況及び議事録整備等の状況について、なお一層の指導が必要である。

(2) 施設会計と本部会計等との突合

施設会計における会計処理に当たっては、他会計（本部会計及び特別会計）と

の間にかかわる財務諸表の突合を行い、その結果、貸借又は繰入、繰出等が行われている場合には、特にその事由、金額、所属会計への戻入時期等について必ず確認する必要がある。

(3) 経理事務処理の状況

民間施設の措置費経理は、五十二年度から「社会福祉法人経理規程準則」に則り、その会計処理が行われているが、四年を経過した今日では概ね定着化がみられるところである。

しかしながらこの事務処理面での実態をみると、貸借対照表・試算表等の作成に当たって基本的な誤りがあるもの、勘定科目の設定、仕訳等に問題があるもの、本部会計で処理すべき経費が施設会計で支出されているなどの混同がみられるもの等その執行面で適正を欠くものが認められている。したがって、社会福祉施設の運営費である措置費が巨額な公費によって賄われていることを銘記し、この経理規程準則に則った正しい運用が行われるよう強力な指導が必要である。

(4) 内部けん制制度の確立状況

この事項については、逐年、詳述しているので省略するが、内部けん制体制の確立については、なお一層の指導の強化が望まれる。

(5) 剰余金の発生原因と使途の状況

措置費執行の弾力化については既に周知のとおり、諸通知により運用上の要点が示されているところである。

これらの通知では措置費の経理上、経

費の費目・流用等の取扱いに併せ、年度繰越としての剰余金の使途について、その剰余金の発生原因が、職員定数の未充足又は適正な給与水準の未確保などに起因する場合には、速やかにその改善措置を講ずるために充当することを最優先とする」としてしている。また、個々の施設の実情に即して、入所者処遇等の向上を図るために基準数以上の職員増配置又は職員の給与改善等のために充当することは容認されているが、この場合にも、資金計画上からみた将来見通しを十分勘案し慎重に対応することが必要である。なお、剰余金の性格上、施設整備等にかかる借入金元金、利息に要する経費及び減価償却積立金等に充当することは現状では認められていない。

したがって、剰余金の使途の指導に当たっては、前記諸通知による具備すべき各要件が充たされていることが前提条件であるが、なお、かつ剰余金が多額に及ぶ施設については、本来の施設運営が適切に行われているか否か等について、その発生原因を的確には握り、検討するとともに、各県の実情に即した処理要領等を策定するうえ指導する必要がある。

(6) 入所者預り金及び遺留金品の取扱いは、入所者の預り金及び遺留金品の取扱いは表裏一体の関係にあるため、特に、事故防止という観点から、預り金については適切な保管・管理と遺留金品の処分に当たっては遺漏のない取扱いを行うよう

指導が必要である。

五 災害事故防止対策の確立

- (1) 消防計画の届出と実施状況
- (2) 地域防災組織等との連携状況

多数の入所者を預っている施設においては、不慮の火災、地震等非常災害発生に備えて、不断から防災には細心の注意を払う必要がある。また、昨今の災害発生に伴い関係省庁から防災対策にかかる通達が施行されているところでもある。

このため、消防計画の樹立とこれに基づく各種防災訓練は極めて重要であるので、所轄消防署及び消防団等地域の防災組織体との十分な連携のもとに避難訓練等の実施、消防機械・器具等の定期点検整備を行うとともに、万一の不測の事態に対応可能な体制の確立を図るため、施設管理者に対する指導の徹底が必要である。

以上、主眼事項及び着眼点について記述したが、前記各事項のほか、個々の施設等における問題点に応じ、適宜監査項目を追加設定して差し支えないものとしている。

第三 指導監査実施上の留意事項

都道府県(市)の社会福祉施設に対する指導監査に当たっては、次の諸点に留意し効果的な実施に努める必要がある。

- 一 社会福祉施設に対する指導監査は、極力年一回実施することとし、必要に応じて特別監査を実施する。
- なお、社会福祉施設を運営する法人に

ついては、施設監査と法人監査を極力併行して実施するなど指導監査の実効をあげるよう配慮する。この場合、指定都市の所管する施設の監査に当たっては、都道府県の行う法人監査と併行して実施するなどにより緊密な連携を保持するよう努める。

二 保護施設、老人福祉施設及び身体障害者更生援護施設の指導監査にあたる所管が複数にわたる場合には、総合調整部門を設けるなど、統一した指導方針を策定し、監査を実施するよう努める。

なお、監査に当たっては、単に書面検討にとどまらず、給食、おむつ交換、入浴介助等の状況について、職員、入所者と面接する等の監査手法により、処遇内容の適否を検討する。



老人医療費支給事務関係

老人医療費支給制度は、老人が必要とする医療を容易に受療できるようにするため、医療保険の自己負担額を公費で負担することとし、昭和四十八年一月一日、老人福祉法の一部改正によって発足したところであるが、本格的な高齢化社会の到来を控え、現行制度の基本的な見直しを図ることが必要であることから、老後における疾病の予防、治療、リハビリテーション等の各種保健事業を総合的に実施することを目的とした老人保健法に実施するのを定められており、昭和五十七年度からこの新制度の実施が予定されている。これが制定のあかつきは、現行老人福祉法による老人医療費支給制度は、老人保健法に基づく保健事業の一貫として実施されることとなるが、昭和五十六年度においては現行制度を継続することとなっている。

第一 老人医療費支給事務の指導監査

査

一 所得審査事務の適正化

(1) 譲渡所得等の把握状況

受給対象者の資格審査のうち、所得の把握については、総所得の把握、譲渡所得の把握が不十分であること、地方税更正決定後における所得の再審査を行っていないこと等の指摘がみられるところである。老人医療費支給事務は、関係各課の協力を得なければ適正な事務の実施は困難であるが、特に譲渡所得については、地方税の課税台帳のみでは確認が不可能な場合があるので、国民年金における福祉年金の所得審査状況との照合、国民健康保険における譲渡所得の把握状況との照合を必ず実施する等関係各課と有機的な連携のもとに、組織的に的確な事務処理が行われるような体制を整備する指導が望まれる。

なお、譲渡所得の把握に当たっては、租税特別措置法による特別控除の額であるかどうか。また、同法による特別控除額に満たない額の場合は把握がないかどうか、地方税更正決定後における所得の再審査を行っているかどうか等について配慮する必要がある。

(2) 諸控除額の適用状況

受給対象者の所得審査に当たり、所得から控除すべき生命保険料、税法上の

基礎控除等を所得から控除して審査していること、扶養義務者等の所得について、定額八万円を控除すべき社会保険料相当額を実額で控除していること、本人所得について実額で控除すべき社会保険料を定額八万円を控除していること等、諸控除の基本的な適用誤りが比較的多くみられるので注意を喚起する必要がある。

(3) 転入者に係る所得の把握状況

受給対象者が、その年の一月二日以降に他の市町村から転入してきた場合や配偶者又は扶養義務者がその年の一月一日に他の市町村に住んでいた場合は、前に居住していた市町村長の証明書を添付した老人医療費受給者証交付申請書の提出を求めなければならないが、七十歳以上の者の転入の事実のみをもって受給者証を交付している事例が認められている。転入前の住所地の市町村でないこと、これらの者の所得状況の把握ができないので、これが証明書を添付させ、転入者に係る所得の把握もれないよう配慮する必要がある。

二 医療費請求書審査の徹底

医療費請求受給者別一覧表（連名簿）の点検状況

審査支払機関から送付される受給者別内訳書である連名簿の審査が不十分なため、市町村が単独で行う老人医療費助成制度分が混入しているもの、国民健康保険に係る分は国民健康保険主管課の審査に委ねているため、所得制限に該当し、老人医療費の支給資格のない者が審査

されたとされているもの等が認められる。老人医療費の適正な支払を行うためには、この連名簿の審査は必ず実施すべきものである。

第二 指導監査実施上の留意事項

都道府県の市町村に対する指導監査に当たっては、次の諸点に留意し、効果的な実施に努める必要がある。

- 一、指導監査は、原則として主眼事項及び着眼点に従って実施することとし、その他必要な事項があれば適宜追加して実施する。
- 二、指定監査は、全市町村について極力一年一回実施することとし、必要に応じ特別監査を実施する。
- 三、指定監査は、単に事務処理の適否についての指摘にとどまらず、その原因を究明し、具体的な是正改善の方策について指導する。
- 四、所得状況の審査に当たっては、特に譲渡所得の把握及び地方税更正決定後の所得の再確認を行うよう指導する。

松林 崇



福祉手当支給事務関係

福祉手当支給制度は昭和五〇年度に重度障害者福祉対策の一環として発足して以来数年を経過しているが、厚生省及び都道府県が実施した指導監査結果からみると、その事務処理の基本とも言うべき障害程度の認定、所得審査及び障害年金受給事実の把握等の指摘が依然として少なくない。これらの事項は、いずれも制度の運営、実施上の基本となるべき問題点であるので早急に改善されなければならない。昭和五六年度においては、これらの問題点をふまえたのとおり主眼事項及び着眼点を定めたところである。

第一 福祉手当支給事務の指導監査

一 障害程度認定の適正化

(1) 聴覚障害等の診断書による認定状況
各実施機関における認定の状況と
① 身体障害者手帳二級に該当する者及び障害福祉年金一級該当者について、その判定の基礎となった診断書で障害程度を確認すべきところ未確認のまま認定しているもの
② 聴覚障害者について、話声域の聴力の損失がそれぞれ九〇デシベル以上とされているが、平均九〇デシベルで認定しているもの
③ 精神薄弱者について、障害福祉年金一級受給者及び療育手帳A所持者をその事実のみで認定

しているもの
④ 視覚障害者について認定基準値に達していないものについて認定しているもの等受給資格に適正を欠くものに対する指摘が多数認められた。障害程度の適正な認定を確保するためには診断書等による確認が必須要件とされているので、この点についての指導が肝要である。また、これら障害程度に関する問題点は主として指導監査対象実施機関においてみられたものであるが、当然他の実施機関についても誤りなきを期するため指導の徹底強化が望まれる。

将来において再認定を必要とされたいわゆる有期認定の者について、その時期が経過しているにもかかわらず、再認定手続がなされないまま継続認定されているもの及び診断書に再認定の時期が記載されていないものが認められた。これらについては有期認定対象者名簿等を整備するなど、再認定に係る事務手続の適正化及び再認定時期が未記載のものについて嘱託医の意見聴取又は本庁協議の指導を強化する必要がある。

二 所得審査の適正化

所得審査については、譲渡所得のはばれ及び地方税更正決定後の再審査を実施していないことによる指摘が認められるので、税務主管課等と緊密な連携のもとに適正な審査が必要である。また、郡部福祉事務所にあつては管下町村に対して所得状況の確認等を依頼していることから、所得の証明及び地方税更正決定後の再審査の確認等についての連絡等、協力関係を密にし、適正な事務処理が行われるよう指導する必要がある。さらに、所得審査における諸控除の適用に当たり控除対象外とされる生命保険料の控除、社会保険料控除額の適用誤り等がみられるので注意を喚起する必要がある。

三 障害年金受給事実等の把握の徹底

最近の厚生省監査結果等からみて、障害年金の受給権を取得した者について① 障害年金の受給権を有するものについて福祉手当を誤って支給しているもの、② 福祉手当受給者が障害年金の受給権を取得した場合に福祉手当の受給資格喪失年月を誤って処理しているもの等による指摘が認められることから新たにこの主眼事項を設定したものである。従つて管下実施機関の指導監査に当たっては、福祉手当請求時における障害年金の受給状況の把握のほか、福祉手当の受給資格の喪失処理に当たって、その年金の支給開始年月を年金証書等により確認し、適正に処理する必要がある。

なお、障害年金との重複支給防止については、昭和五五年一月一日付社更第二〇二号厚生省社会局更生課長通知で指示されているところであるが、返還金が生じた場合受給者にまで迷惑が及ぶこととなることを考慮し、管下実施機関を強力に指導する必要がある。

第二 指導監査実施上の留意事項

都道府県の実施機関に対する指導監査に当たっては、次の諸点に留意し、効果的実施に努める必要がある。

一 指導監査は、全実施機関について極力年一回実施することとし、必要に応じ随時特別監査を実施する。

二 指導監査は、単に事務処理の適否についての指摘にとどまらず、その原因を究明し、具体的な是正改善方策について指導する。

三 指導監査に当たっては、各実施機関において障害程度の統一的な認定が行われるよう指導する。

なお、主眼事項及び着眼点については、前記事項のほか、個々の実施機関における問題点に応じ、適宜監査項目を追加設定して差し支えない。



女子学生

生活と福祉第三〇二号 昭和五十六年五月一日発行(毎月二回一日)
昭和三十一年五月二十四日第三號発行開始

生活と福祉第三〇二号

生活と福祉 第三〇一号
定価二部二八〇円(送料四〇円)
一年分三三六〇円(送料共)
昭和五十六年五月一日印刷
編集人 小林芳之
発行人 見坊知之雄
発行所 全国社会福祉協議会
社団法人 郵便番号一〇〇〇〇
東京都千代田区霞が関三三三四
電話 (03)九五二一
(振替口座)東京三十四九三九六番
印刷所 株式会社 日本機械印刷所